〇公益財団法人北九州国際交流協会就業規程

平成2年8月29日 規程第3号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めるものを除くほか、公益財団法人北九州国際 交流協会(以下「協会」という。)に勤務する職員の就業に関して必要な事項を定め るものとする。

(職員の区分)

- 第2条 協会の職員の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 派遣職員 北九州市職員としての身分を保有し、協会へ派遣された職員をいう。
 - (2) 特別任用職員 北九州市を定年又は定年に準じて退職し、協会に採用された職員をいう。
 - (3) 嘱託職員 1年以内の期間を定めて雇用する職員をいう。

第2章 服 務

(服務の根本基準)

第3条 職員は、協会の公共的使命を自覚し、公平誠実を旨としてその職務に専念し、 その職務を遂行するについて、法令及び協会の諸規程を遵守し、かつ、上司の職務上 の命令に忠実に従わなければならない。

(禁止行為)

- 第4条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をすること。
 - (2) 在職中であると、退職後であるとにかかわらず、職務上知り得た秘密を他に漏らすこと(法令による証人、鑑定人等となり、理事長の許可を受けて職務上の秘密

に属する事項を発表する場合を除く。)。

- (3) 理事長の許可を受けずに協会の業務以外の業務に従事すること。
- (4) 協会の秩序又は職場規律を乱すこと。

(職員証)

- 第5条 職員には、その身分を明らかにさせるため職員証を交付する。
- 2 職員は、服務中常に職員証を携帯しなければならない。
- 3 職員が職員でなくなったときは、直ちに職員証を返還しなければならない。

(名札着用)

第6条 職員は、勤務時間中名札を着用しなければならない。

(履歴事項等変更の届)

- 第7条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、履歴事項等変更届を速やかに 理事長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は現住所を変更した場合
 - (2) 学歴、資格又は免許を取得した場合
 - (3) 資格又は免許を喪失した場合
 - (4) その他人事管理上必要とする事項に変更のあった場合

第3章 勤 務

(勤務時間)

- 第8条 職員の勤務時間は、月曜日から土曜日までの5日間において、午前8時45分から午後5時30分までとし、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。
- 2 理事長は、業務の都合により特に必要な場合は、前項に定める勤務時間を延長することなしに、始業時刻を繰り下げ、又は、繰り上げることができる。

(休憩時間)

第9条 休憩時間は勤務時間中に60分とし、その時限は理事長が定める。

(调休日)

第10条 日曜日及び4週間を通じ4日理事長の指定する日は、週休日とする。

(休日)

- 第11条 職員の休日は、次の各号に定める日とする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日。ただしその日が週休日に当たるときは、理事長が定める日。
 - (2) 1月1日、同月2日、同月3日、12月29日、同月30日及び同月31日
- 2 理事長は、業務の都合により特に必要な場合は、職員に対し、休日に勤務を命じる ことができる。
- 3 休日と週休日とが重複するときは、その日は週休日とする。

(週休日の振替)

- 第12条 理事長は、職員に対し週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第11条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
- 2 理事長は、前項の規定により週休日の振替(勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務を命ずる必要がある日に割り振ることをという。以下同じ。)を行う場合においては、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日について行わなければならない。ただし、週休日の振替を行った後において、週休日が4週間を通じ4日以上となるようにしなければならない。

(休日の代休)

- 第12条の2 理事長は、職員に対し休日に割り振られた勤務時間の全部について特に 勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」 という。)として、当該休日後の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)を指定す ることができる。
- 2 理事長は、前項の規定により代休日を指定する場合においては、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)について行わなければならない。ただし、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を

申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(時間外勤務)

- 第13条 理事長は、業務上必要があると認める場合(育児短時間勤務職員にあっては、 業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合)は、正規の勤務時間(第8条に 規定する勤務時間をいう。以下同じ。)を含めて、4週間を平均し、休憩時間を除き、 1週間について労働基準法(以下「労基法」という。)第32条に規定する時間(次 項において「労基法で定める時間」という。)になるまでは、職員に対し、正規の勤 務時間を超えて勤務することを命ずることができる。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、労基 法で定める時間を超えて勤務することを命じ、又は休業日に勤務を命ずることができ る。
 - (1) 労基法第33条第1項の規定によるとき。
 - (2) 労基法第36条の規定によるとき。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除)

- 第13条の2 理事長は、3歳に満たない子のある職員及び介護を行う職員が、育児又は介護を行うために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第13条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。
- 2 職員は前項に規定する勤務の免除を請求する一の期間について、その初日及び期間 (1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、当該初日 の前日までに前項の規定による請求をしなければならない。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

- 第13条の3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて第13条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。
- 2 理事長は、次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障のある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員

が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を 処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24 時間、1年について150時間を超えて第13条に規定する勤務(災害その他避ける ことのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

- (1) 配偶者
- (2) 2親等以内の親族
- (3) 職員又は配偶者と事実上父母と同様の関係にある者で職員と同居している者
- (4) 職員と事実上子と同様の関係にある者で職員と同居している者
- 3 第13条の2第2項の規定は、前2項の規定による請求をする場合について準用する。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

- 第13条の4 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために深夜における勤務の制限を請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
 - (1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
 - (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
 - (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者 又は産後8週間を経過しない者でないこと。
- 2 職員は、前項の規定による深夜における勤務の制限を請求する一の期間(1月以上 6月以内の期間に限る。)について、その初日及び末日とする日を明らかにして、当 該初日の1月前までに同項の規定による請求をしなければならない。
- 3 職員は前項の請求をする場合には、配偶者が第1項の規程で定める者に該当しない ことと等を明らかにする書類を提出しなければならない。
- 4 理事長は、第13条の3第2項各号に掲げる者で、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 5 第2項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。

(育児時間)

- 第14条 生後2年に達しない子を育てる職員は、あらかじめ理事長に申し出て、1日について2回、1回について45分の育児時間を受けることができる。ただし、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が同一の日において育児時間(これに該当するものを含む。)を受ける場合の当該職員の育児時間は、理事長が別に定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、男性職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 育児時間を受けることができない。
 - (1) 男性職員が育児時間を受けようとする時間に、配偶者が育児時間(これに相当するものを含む。)を受けている場合
 - (2) 配偶者が、出産を理由とする特別休暇 (これに相当するものを含む。) を受け、かつ、生後2年に達しない子を育てることができると理事長が認める場合
 - (3) 前2号に定めるもののほか、男性職員が育児時間を受けようとする時間において、配偶者が生後2年に達しない子を育てることができると理事長が認める場合

(介護時間)

- 第14条の2 負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話を行う職員は、連続する3年以内の期間であって、正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分を単位として、介護時間を受けることができる。
- 2 介護時間を承認され勤務しなかった時間については、その勤務しない1時間につき、 その者の勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(就業専念義務の免除)

- 第15条 職員が勤務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。
 - (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 協会の事務又は事業の運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を 停止した場合
 - (4) 業務による負傷又は疾病の場合
 - (5) 国、地方公共団体又はその職務と関連のある公益に関する団体の事務又は事業に従事する場合

- (6) 報酬を受けないで、規程に基づいて職員の厚生福利を目的とする事務又は事業 に従事する場合
- (7) 職務に関連のある資格試験を受験する場合
- (8) 妊娠中及び出産後1年以内の職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号) の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合
- (9) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康 保持に影響があると認められる場合
- (10) 妊娠中の職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (11) 妊娠中及び出産後1年以内の職員が、母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づき、医師又は助産師によりその症状等に関して勤務時間の短縮の指導を受けた場合
- (12) 妊娠に起因する諸障害のため勤務することが著しく困難な場合
- (13) 前各号に準ずる程度の理由の発生により理事長の承認を得た場合
- (14) その他理事長が特に必要があると認めた場合
- 2 前項各号に掲げる場合における職務に専念する義務の免除の日数又は時間については、その都度、理事長の承認を得るものとする。
- 3 理事長は第1項各号に掲げる場合において必要があると認めるときは、前項の日数 又は時間について上限を設けることができる。

(有給休暇の種類)

第16条 有給休暇は、年次休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

(年次休暇)

- 第17条 年次休暇は、休暇年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)に20日を与える。ただし、休暇年度の中途において新たに採用された職員のその休暇年度における年次休暇の日数は、その者の採用の月に応じ、別表第1のとおりとする。
- 2 年次休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。
- 3 1時間単位の年次休暇は、休暇年度に5日の範囲内で使用できるものとする。
- 4 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

- 5 年次休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、業務に支障がある と認めるときは、他の時季に与えることができる。
- 6 週休日又は休日(以下「休業日」という。)をはさんで年次休暇を使用した場合は、 当該休業日は年次休暇として取扱わない。
- 7 年次休暇のうち、その休暇年度内に使用しなかった日数があるときは、20日を超 えない範囲内の日数を翌休暇年度に限り繰り越すことができる。
- 8 第1項の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、 当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、協会が職員の意見を聴取し、そ の意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第 5項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日か ら控除するものとする。

(特別休暇)

第18条 特別休暇の基準は、別表第2のとおりとする。

(病気休暇)

第19条 病気休暇の基準は、別表第3のとおりとする。

第20条 削除

(休暇の手続)

- 第21条 年次休暇を受けようとする職員は、あらかじめ理事長に届け出なければならない。
- 2 特別休暇及び病気休暇を受けようとする職員は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
- 3 職員が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続く3日以内(当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。)の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類(当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかったことがやむを得ないと理事長が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類)を提出したときは、この限りではない。
- 4 職員が特別休暇のうちボランティア活動を理由とする休暇の承認を受けようとす

るときは、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動計画を明らかにする書類を、前日までに提出しなければならない。

(介護休暇)

- 第22条 職員は、要介護者の介護をする必要がある場合であって、勤務しないことが 相当であると認められるときに介護休暇を受けることができる。
- 2 介護休暇の期間又は日数は、第13条の3第2項各号に掲げる者が前項に規定する 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回以下、かつ合計6月の期間内におい て必要と認められる期間又は1休暇年度に60日を超えない範囲内において必要と 認められる日数(週休日及び休日は除く)とする。
- 3 介護休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の介護休暇は正午で区分し、 1時間単位の介護休暇は1日を通じて4時間の範囲内とする。
- 4 第2項に規定する介護休暇の日数の算定に当たっては、半日又は1時間を単位とする介護休暇を受けた日は、1日とする。
- 5 第17条第6項の規定は、介護休暇に準用する。
- 6 介護休暇は無給休暇とする。

(育児休業)

- 第22条の2 職員のうち希望する者は育児休業及び育児短時間勤務を受けることができる。
- 2 育児休業及び育児短時間勤務についての手続等必要な事項については別に定める。

(嘱託職員)

第23条 嘱託職員の勤務時間、休憩時間及び週休日等就業に関し必要な事項については、第8条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

第4章 任 用

(条件付採用)

第24条 特別任用職員及び嘱託職員を除き職員の採用は、すべて条件付のものとし、 その職員において6月を勤務し、その間その勤務を良好な成績で遂行したときに正式 に採用するものとする。この場合において、条件付採用の期間を1年に至るまで延長 することができる。

第5章 給与及び旅費

(給与及び旅費)

第25条 職員の給与及び旅費については、別に定める。

第6章 退職・定年及び退職手当

(退職)

- 第26条 職員が次の各号の一に該当する場合は、退職する。
 - (1) 退職を願い出て承認された場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 職員が休職期間満了になっても復職できない場合
 - (4) 派遣職員が北九州市に復職することとなった場合

(定年)

- 第27条 職員(特別任用職員を除く。)の定年は、年齢60年とする。
- 2 特別任用職員の定年は、年齢65年とする。
- 3 職員は、定年に達した時は、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(退職手当)

第28条 職員の退職手当については、別に定める。

第7章 安全及び衛生

(危害防止)

第29条 職員は、危害の防止及び災害の予防に努めなければならない。

(非常災害)

第30条 職員は、火災その他非常災害の発生を知り、又はその危険を予知した場合は、 臨機の処置を講ずるとともに、直ちにその旨を上司に報告しなければならない。

(健康管理)

第31条 職員は、協会の行う定期その他の健康診断を受けなければならない。

第8章 表彰、分限及び懲戒

(表彰)

第32条 職員の表彰については、理事長が別に定める。

(分限)

- 第33条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これを降給し、降任し、 又は解雇することができる。
 - (1) 勤務実績がよくない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 組織の改廃、定員の変更又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

(休職)

- 第34条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これを休職にすることができる。
 - (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴された場合
 - (3) 水難火災その他災害により、生死不明又は住所不明となった場合
- 2 前項の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、休職の期間中であっても、その理由が消滅したと認められるときは、復職を命ずるものとする。
 - (1) 前項第1号の規定に該当する場合 4年を超えない範囲内で理事長が定める期間
 - (2) 前項第2号の規定に該当する場合 当該刑事事件が裁判所に係属する期間
 - (3) 前項第3号の規定に該当する場合 3年を超えない範囲内で理事長が定める期間
- 3 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することができず、当該職員に対しては、別段の定めのないかぎり、休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(懲戒)

第35条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として 戒告、減給、停職又は解雇の処分をすることができる。

- (1) 法令又はこの規程若しくは協会の定めるその他の規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 協会の職員たるにふさわしくない非行のあった場合
- 2 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。
- 3 減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における 賃金の総額の10分の1を超えてはならない。
- 4 停職は、1日以上6月以下とし、停職者は、その職を保有するが職務に従事することができず、当該職員に対しては、停職期間中いかなる給与も支給しない。

第9章 研修

(研修)

第36条 理事長は、職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、必要に応じて研修を 行うものとする。

第10章 福利厚生、災害補償等

(福利厚生)

第37条 協会は、職員の福祉の増進を図るため、職員の相互共済及び厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施するものとする。

(災害補償等)

第38条 職員の職務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。)又は通勤による 災害に対する補償及び見舞金に対し、必要な事項は、理事長が定める。

第11章 損害賠償

(損害賠償)

第39条 職員が、故意又は重大な過失によって、協会に損害を与えたときは、損害の 全部又は一部を賠償させることができる。

第12章 雜 則

(委任)

第40条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

付則(平成2年8月29日規程第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成2年8月29日から施行し、同年8月1日から適用する。
- 2 平成2年8月1日から同年10月5日までの間における職員の勤務時間、勤務を要しない日及び休日については、第8条、第11条及び第12条の規定にかかわらず、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びこれに基づく規則の適用を受ける職員の例による。

付則(平成3年5月31日規程第6号)

この規程は、平成3年6月2日から施行する。

付則(平成5年3月25日規程第10号)

この規程は、平成5年4月4日から施行する。

付則(平成7年2月14日理事長決裁)

この規程は、平成7年2月14日から施行し、同年1月1日から適用する。

付則(平成9年3月20日理事長決裁)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付則(平成10年3月27日理事長決裁)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付則(平成16年3月29日理事長決裁)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付則(平成21年3月27日理事長決裁)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付則(平成22年3月30日理事長決裁) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付則(平成22年6月29日理事長決裁) この規程は、平成22年6月30日から施行する。

付則(平成24年3月28日理事会議決) この規程は、平成24年10月1日から施行する。

付則(平成24年12月27日理事長決裁) この規程は、平成25年1月1日から施行する。

付則(平成24年12月27日理事長決裁) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付則(平成25年3月22日理事会決議) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付則(平成27年3月11日理事会決議) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付則(平成28年3月23日理事会決議) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則(平成29年3月22日理事会決議) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則(平成31年3月19日理事会決議) この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付則(令和2年3月26日理事会決議)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 8 項については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則(令和3年3月17日理事会決議) この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第17条関係)

年次休暇の基準

採用月	年次休暇の日数	採用月	年次休暇の日数
4月	20 日	10 月	10 日
5月	18 日	11月	8日
6月	16 日	12 月	6 日
7月	15 日	1月	5 日
8月	13 日	2月	3 日
9月	11 日	3月	1日

別表第2 (第18条関係)

特別休暇の基準

理由	期間又は日数	備考			
1 公民権の行	必要と認められる期間	選挙権その他公民としての権利を行使する場合			
使		に与えられるものとする。			
2 証人等とし	必要と認められる期間	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁			
ての官公署へ		判所、地方公共団体の議会、人事委員会その他の			
の出頭		官公署に出頭する場合に与えられるものとする。			
3 骨髄移植の	必要と認められる期間	骨髄移植のための骨髄若しくは未梢血幹細胞移			
ための骨髄液		植のための未梢血幹細胞の提供希望者としてそ			
の提供		の登録を実施する者に対しての登録の申出に伴			
		い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者			
		への骨髄移植のための骨髄若しくは未梢血幹細			
		胞移植のための未梢血幹細胞の提供に伴う必要			
		な検査、入院等をする場合に与えられるものとす			
		る。			
4 ボランティ	休暇年度に5日を超えな	(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げ			
ア活動	い範囲内において必要と	る社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援			
	認められる日数	となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務			
		しないことが相当であると認められるときに			
		与えられるものとする。			
		ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災			
		害が発生した被災地又はその周辺の地域に			
		おける生活関連物資の配布その他の被災者			
		を支援する活動			
		イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその			
		他の主として身体上若しくは精神上の障害			
		がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかっ			
		た者に対して必要な措置を講ずることを目			
		的とする施設であって任命権者が定めるも			
		のにおける活動			
		ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若し			
		くは精神上の障害、負傷又は疾病により常態			

		として日常生活を営むのに支障がある者の
		介護その他の日常生活を支援する活動
		(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、
		半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって
		1日の休暇とする。
		(3) 第17条第4項及び第6項の規定は、この
		休暇に準用する。
5 職員の結婚	休業日を除き、5日以内の	結婚の日は、休暇の期間内のいずれかの日又は休
	引き続く日数	暇の期間に連続する日でなければならない。
6 職員の出産	医師又は助産師の証明に	(1) 出産の日が予定日よりも著しく遅れた場合
	基づき、出産の予定日以前	は、速やかにその旨を届け出なければならない
	8週間目(多胎妊娠の場合	0
	にあっては、14週間目)	(2) 出産は、妊娠満12週以後の分べんをいい
	に当たる日から出産後8	、生産であると死産であるとを問わない。
	週間目に当たる日までの	(3) 出産の当日は、産前の期間内に含めるもの
	期間(以下「産前産後期間	とする。
	」という。) においてあら	
	かじめ必要と認められる	
	期間	
7 配偶者の出	職員の配偶者が出産する	(1) 職員の配偶者の出産に伴い勤務しないこと
産	ために病院に入院する等	が相当であると認められる場合に与えられる
	の日から当該出産の日後	ものとする。
	2週間を経過する日まで	(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、
	の期間において3日を超	半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって
	えない範囲内において必	1日の休暇とする。
	要と認められる日数	(3) 第17条第4項及び第6項の規定は、この
		休暇に準用する。
8 職員の育児	一の産前産後期間におい	(1) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産
参加	て5日を超えない範囲内	に係る子又は小学校就学の始期に達するまで
	において必要と認められ	の子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が
	る日数	、これらの子の養育のため勤務しないことが相
		当であると認められるときに与えられるもの
		とする。

		(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、
		半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって
		1日の休暇とする。
		(3) 第17条第4項及び第6項の規定は、この
		休暇に準用する。
9 子等の看護	子の場合にあっては休暇	(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日
又は行事への	年度に5日(子が2人の場	までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養
参加	合にあっては10日、子が	育する職員又は12歳に達する日以後の最初
	3人以上の場合にあって	の3月31日までの間にある孫(子の子をいう
	は15日)を越えない範囲	。以下この号において同じ。) を有する職員が
	内において必要と認めら	、その子若しくはその孫(以下この号において
	れる日数、孫の場合にあっ	「その子等」という。)の看護(負傷し、若し
	ては休暇年度に3日を越	くは疾病にかかったその子等の世話又は疾病
	えない範囲内において必	の予防を図るために必要なものとして理事長
	要と認められる日数	が定めるその子等の世話を行うことをいう。)
		又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学
		校等が実施する行事への参加のため勤務しな
		いことが相当であると認められる場合に与え
		られるものとする。
		(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、
		半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって
		1日の休暇とする。
		(3) 第17条第4項及び第6項の規定は、この
		休暇に準用する。
	 休暇年度に5日(要介護者	(1) 要介護者の介護その他理事長が定める世話
- /_w//// HX	が2人以上の場合にあっ	を行う職員が、当該世話を行うため勤務しない
	ては10日)を超えない範	ことが相当であると認められる場合に与えら
	囲において必要と認めら	れるものとする。
	一	(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、
	4 v ′ J H 双	
		半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって
		1日の休暇とする。 (2) 第17条第4項RX第6項の担党は、この
		(3) 第17条第4項及び第6項の規定は、この
		休暇に準用する。

11 女性職員	1月につき2日を超えな	生理日の就業が著しく困難な女性職員に与えら			
の生理 い範囲内において必要と		れるものとする。			
	認められる日数				
12 忌引	付表に定める期間内にお				
	いて必要と認められる期				
	間				
13 父母の祭	1日	慣習上父母、配偶者及び子の祭し(神道の年祭、			
日		仏教の法事等をいう。)を行う場合に与えられる			
		ものとする。			
14 現住居の	7日を超えない範囲内に	地震、水害、火災その他の非常災害により職員の			
滅失又は損壊	おいて必要と認められる	現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる			
	期間	ものとする。			
15 交通遮断	必要と認められる期間	次の各号のいずれかの理由により、出勤すること			
		が著しく困難であると認められる場合に与えら			
		れるものとする。			
		(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医			
		療に関する法律(平成10年法律第114号)			
		の規定による交通の制限又は遮断			
		(2) 地震、水害、火災その他の非常災害による			
		交通の遮断			
		(3) 前2号に掲げるもののほか、交通機関の事			
		故その他の不可抗力の事故の発生による交通			
		の遮断			
16 退勤途上	必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により職員が			
の危険回避		退勤途上における身体の危険を回避するため勤			
		務しないことがやむを得ないと認められる場合			
		に与えられるものとする。			
17 夏季にお	休暇年度の6月1日から	(1) 夏季における健康保持のため勤務しないこ			
ける健康保持	9月30日までの間に6	とが相当であると認められる場合に与えられる			
	日を超えない範囲内にお	ものとする。			
	いて必要と認められる日	(2) 休暇は、1日又は半日単位とし、半日単位の			
	数	休暇は正午で区分し、2回をもって1日の休暇と			
		する。			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

	(3)	第1	7 🖇	条第 6	項の	規定は、	この(休暇に準	単用す
	る。								

別表第2の付表

死亡した者		忌引日数		
	配偶者	10 日		
	1 親等の直系尊属(父 母)	10 日		
	1親等の直系卑属 (子)	10 日		
	2親等の直系尊属(祖 父 母)	5 日		
血	2親等の直系卑属(孫)	5 日		
族	2親等の傍系者(兄弟、姉妹)	5 日		
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	2 日		
	3親等の傍系卑属(甥 姪)	2 日		
	4 親等の傍系者(従兄弟、従姉妹)	2 日		
	1 親等の直系尊属	5 日		
姻	1 親等の直系卑属	5 日		
族	2親等の直系尊属	2 日		
狀	2親等の傍系者	2 日		
	3親等の傍系尊属	1日		

備考(1) 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

(2) いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。

別表第3 (第19条関係)

病気休暇の基準

理由	期間				
公務以外の負傷又は疾病(予防注射又は 予防接種による著しい発熱等の場合も 含む。)	医師の証明書等に基づき最少限度必要と認める期間。ただし、90日間を超えることはできない。				